

第2 大規模建築物等の取扱い

大規模化、高層化、深層化、複合化等が急速に進んできている最近の防火対象物における、総合的な防火安全対策の確保のために、消防防災システムの高度化の促進を図り、これらの防火対象物の総合的な安全性の一層の向上を図るため、以下の通り指導するものとする。

1 総合消防防災システムの構築

総合消防防災システム（一の総合操作盤を中心に当該防火対象物の防災設備等全体の完結システムとして構築されたものの総称）は、「総合消防防災システムガイドラインについて」（平成9年9月16日付け消防予第148号）、「総合消防防災システム及び総合操作盤等に係る質疑応答について」（平成10年1月13日付け消防庁予防課設備専門官事務連絡）、「消防法施行規則の一部改正等に係る執務資料の送付について」（平成16年12月24日付け消防予第258号）によることとして、概要は次の(1)及び(2)のとおり。

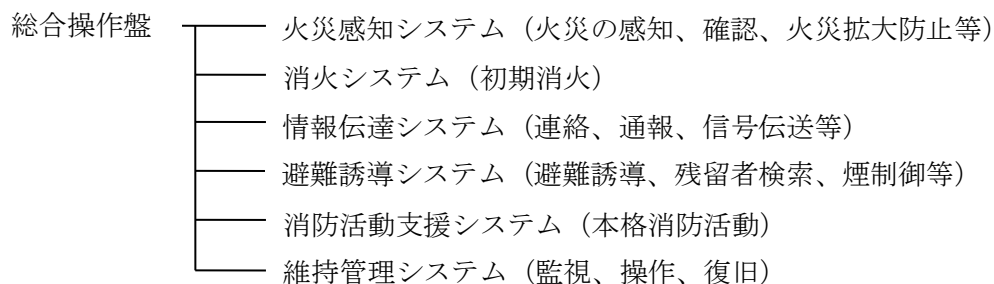
(1) 総合消防防災システムの構築を推進すべき防火対象物

省令第12条第1項第8号において総合操作盤を設置する防火対象物のうち以下の防火対象物

- ア 高さが60mを超えるもの
- イ 延べ面積が80,000㎡以上のもの
- ウ 延べ面積が1,000㎡以上の地下街

なお、前アからウの規模に達しない防火対象物についても、必要に応じて、総合消防防災システムの構築を推進することが望ましい。

<総合消防防災システムの概念図>

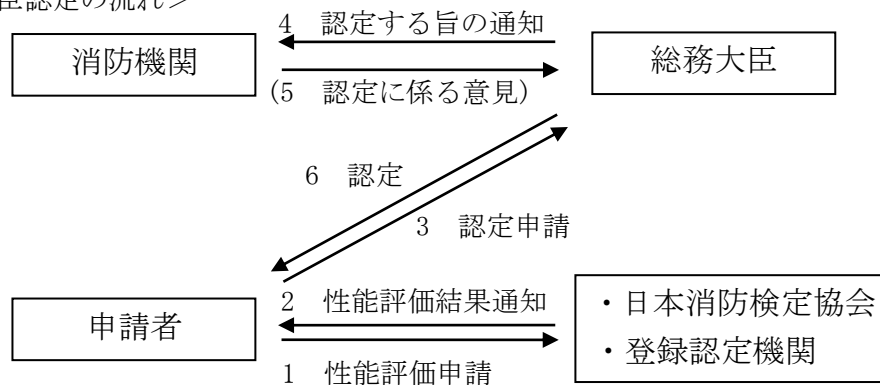


(2) 性能評価等

総合消防防災システムについては、法第17条第3項に定める特殊消防用設備等に該当するものは、総務大臣の認定制度の対象となること。

また、総務大臣の認定制度に該当しない総合消防防災システムの構築に際しては、当該システムの評価を行う登録認定機関による評価によること。

<大臣認定の流れ>



【参考】

<一財) 日本消防設備安全センター「消防設備システム評価規程」抜粋>

(消防設備システム評価の対象)

第2条 消防設備システム評価の対象は、次のとおりとする。ただし、消防法第17条第3項に定める特殊消防用設備等として総務大臣の認定を受けるものを除く。

- (1) 消防法施行令第29条の4第1項の規定に基づき必要とされる防火安全性能が客観的検証法による場合、防火対象物に設置する消防用設備等の防火安全性能が、通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める評価
- (2) 「総合消防防災システムガイドライン」(平成9年9月16日付け消防予第148号)に照らして、防火対象物に設置する総合消防防災システムが十分な防火安全性能を有するものと認める評価
- (3) 防火対象物に設置する消防用設備等が消防法令に定める防火安全性能を上回っている場合において、当該消防用設備等が有する高度な防火安全性能の有効性を判定する評価
- (4) 消防長又は消防署長が消防法施行令第32条の規定の適用を判断するに当たり参考となる情報として、防火対象物の位置、構造又は設備の状況についてその防火安全性の有効性を判定する評価
- (5) その他防火対象物に設置する消防用設備等の防火安全性能の有効性について、防火対象物の関係者(以下「関係者」という。)から判定を求められる評価(当該消防設備システムの運用に関連する維持管理の有効性等の判定を含む。)

2 消防防災システムの高度化の推進

消防防災システム（総合消防防災システムを含む概念であるとともに、特定の役目を担うサブシステム、部分的なシステム、さらにはサブ防災センターを設けるシステム、複数棟を連携するシステム等を含むもの）は、「消防防災システムの高度化の推進と総務大臣の認定について（通知）」（平成16年4月23日付け消防予第66号）により指導することとして、概要は次の(1)及び(2)のとおり

(1) 特殊消防用設備等に該当する消防防災システム

法第17条第3項の特殊消防用設備等に該当する消防防災システムは、総務大臣の認定制度の該当となること。

(2) 次のアからウまでは、特殊消防用設備等に該当するもの。

ア 現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システム

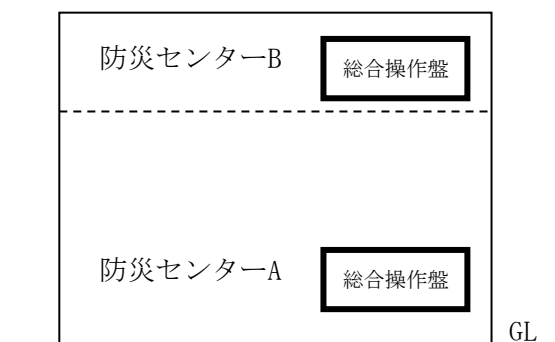
イ 高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないもの

ウ 高度な消防防災システムは、例えば、一の防火対象物の火災関連情報を複数の総合操作盤により監視・制御するシステムについて、総合操作盤の技術基準は定められているものの複数の総合操作盤が相互に伝達すべき火災関連情報の種類、伝達時期、連動制御の内容等を画一的に規定することは困難であり、防火対象物の用途、管理形態、区画の状況等を踏まえた高度な判断に基づきシステムを構築する必要があることから、特殊消防用設備等に該当するもので、次の「高度な消防防災システムの例」を参考とすること。

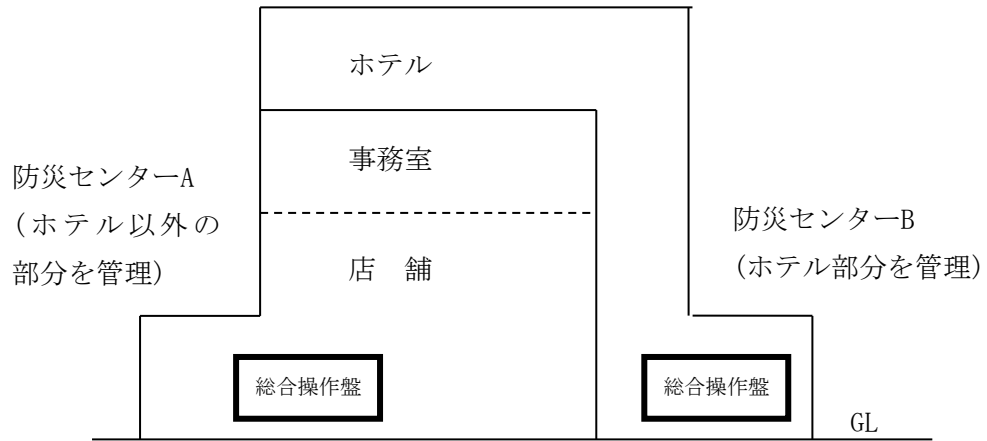
<高度な消防防災システムの例>

1 一つの防火対象物の火災関連情報を複数の総合操作盤により監視・制御するシステムで、次に掲げる形態。

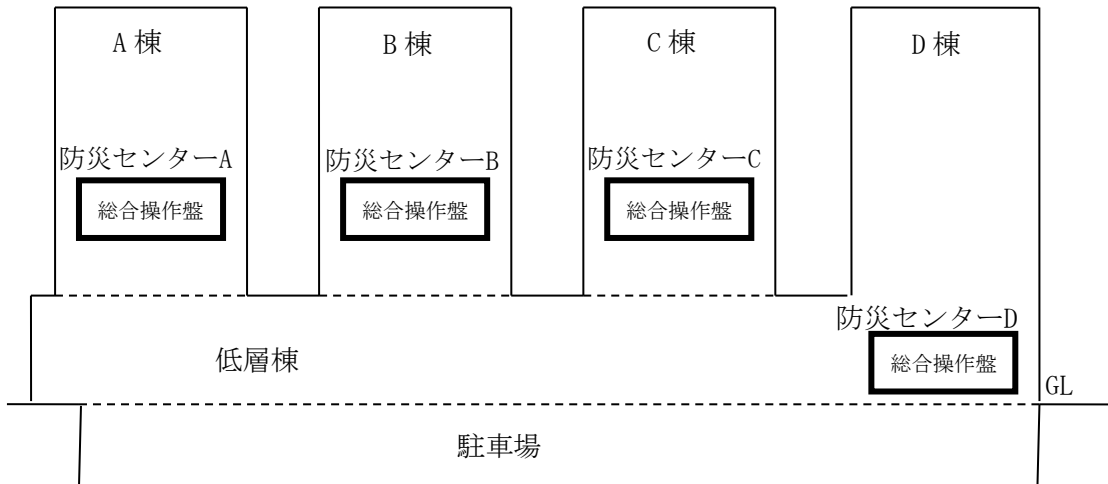
(1) 大規模又は超高層の建築物で複数の総合操作盤を有するもの



(2) 低層部店舗と高層部ホテルのように管理区分ごとに総合操作盤を有するもの

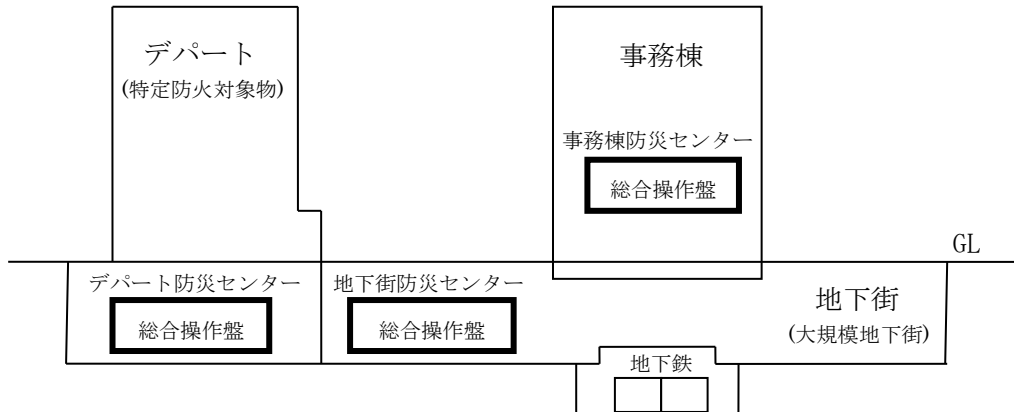


(3) 複数の建築物が地下部分を通じて接続しており、複数の総合操作盤を有するもの
(当該防火対象物には政令第8条に規定する区画が存在しない。)

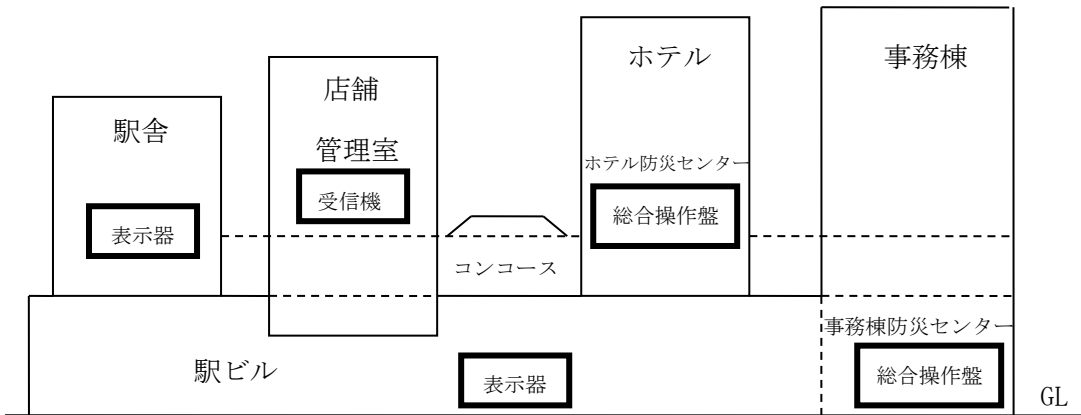


2 1に準ずる高度な消防防災システムで、相互に関連のある複数防火対象物の火災関連情報を複数の総合操作盤により監視及び制御するもので、次に掲げる形態。

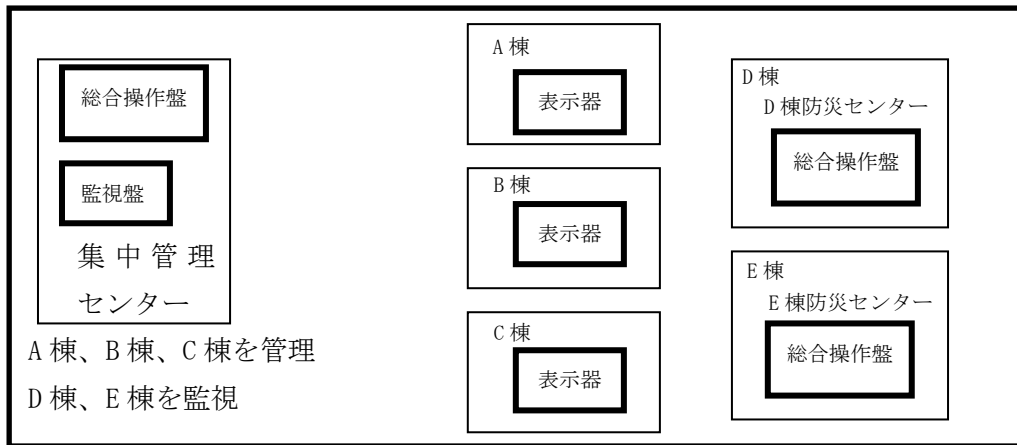
(1) 地下街と接続されている複数の防火対象物



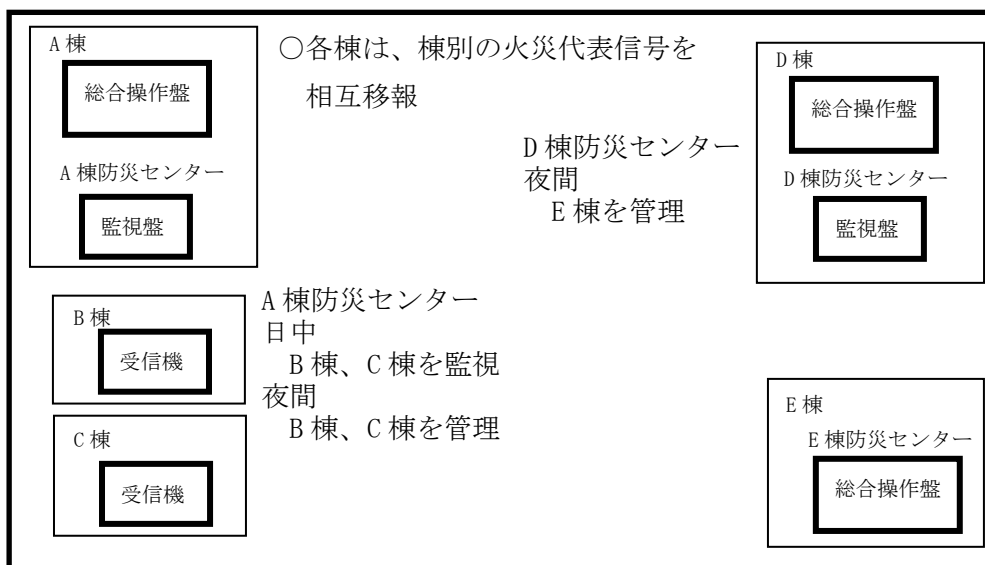
(2) 駅ビルと接続されている複数の防火対象物



(3) 同一敷地内において同一の管理者が集中管理する複数防火対象物



(4) 同一敷地内又は同一街区内において複数管理者が火災関連情報に関し相互に関連を持たせて管理する複数の防火対象物



- 3 1又は2のような防火対象物の形態において、総合操作盤に代えてこれに準ずる機能を有する監視・制御装置（例えば、副受信機、表示器）を設置するシステム。

注) 平成16年66号通知中の「特殊消防用設備に係る消防防災システムの高度化推進要綱」中2.(1)の「当該防火対象物の構造特性に応じた火災性状を前提として、ハード面とソフト面を総合した火災対応の内容、火災に関する情報処理・伝達システムに係るアルゴリズム等についての専門的な評価が不可欠である。」にあてはまる場合は、高度な消防防災システムに該当する。

- 4 通常設備では当該防火対象物の安全性が確保できない場合に、設備等の性能、設置、維持管理について工夫を加えた当該設備等

- (1) 設置基準に明確な規定の無い設備等

伝送路のループ化、二重化、感知器等の障害箇所の切り離し、消防法令に定められている場所以外への副表示器の設置等、消防法令の規定に加えて、より高機能化、信頼性の向上を図った設置方法とする場合の当該設備等

- (2) 建築設備と共用する設備等

光LAN等を用いた一の伝送路で消防用設備等に係る情報及びビル管理情報を伝送するシステム等、一般設備等を共用する場合の当該設備等

- (3) 消防法令が想定していない特殊な構造、形態をなす防火対象物に設置する設備等
高層・大規模の倉庫、大型冷蔵庫又は超高層立体駐車場に設置する設備等

【参考】

消防予第66号
平成16年4月23日

各都道府県知事 殿

消防庁次長

消防防災システムの高度化の推進と総務大臣の認定について(通知)

消防防災システムの高度化については、「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」(昭和61年12月5日付け消防予第171号。以下「171号通知」という。)、 「総合消防防災システムガイドライン」(平成9年9月16日付け消防予第148号)等により、その推進をお願いしてきたところであり、大規模化、高層化、深層化、複合化等が急速に進んできている最近の防火対象物における総合的な防火安全対策の確保を図るうえで、大きな成果を挙げたところではあります。

特に、消防防災システムのインテリジェント化の推進を企図して行われてきた「機能評価」については、高度な消防防災システムに係る技術開発の促進と知見の蓄積に大きく貢献し、新たな技術開発の動向を踏まえた消防用設備等の技術上の基準の見直し等に活かされてきました。

このような状況を踏まえ、昨年6月には、消防用設備等にかかる技術上の基準に性能規定を導入することを柱の一つとする消防法の改正が行われ、これに伴い本年2月に消防法施行令が改正されて、6月1日から施行されることになりました。

この改正は、防火対象物の大規模化、高層化等の進展を踏まえ、消防防災システムの高度化の促進を図り、もってこの種の防火対象物の総合的な安全性の一層の向上を図ることをその大きな目的の一つとして行われたものです。

については、改正消防法の施行に当たり、従来、「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」に基づいて機能評価が行われてきた高度な消防防災システムについて、消防法第17条第3項に基づく総務大臣の認定及び第17条の2に基づく性能評価の仕組みに移行するに際しての考え方を示し、消防防災システムの高度化のより一層の推進を図るため、別添のとおり「特殊消防用設備等に係る消防防災システムの高度化推進要綱」を定めることとしましたので、貴管内市町村に対してもよろしくご指導願います。

なお、171号通知及び「消防防災システムのインテリジェント化の推進について」(昭和62年2月17日付け消防予第25号)は廃止することとしたので、申し添えます。

特殊消防用設備等に係る消防防災システムの高度化推進要綱

1 趣旨

近年、防火対象物の大規模化、高層化、深層化、複合化等が急速に進み、その用途、利用形態、利用時間等の多様化も著しく進んできている。これらの防火対象物で火災が発生した場合に、防火対象物の関係者が迅速かつ的確な対応を行うためには、火災監視、制御システム等の高度化が必要とされている。

一方、科学技術の進展を踏まえ、火災対応に係る設備等の研究・開発が進んできており、新システムの開発のみならず、設備自体や制御プログラム等の開発も積極的に行われている。

このような状況を踏まえ、平成15年6月に消防用設備等にかかる技術上の基準に性能規定を導入することを柱の一つとする消防法の改正が行われたことから、消防防災システムの高度化の促進を図り、もって大規模化、高層化等が進んだ防火対象物の総合的な安全性の一層の向上を図るため、「特殊消防用設備等に係る消防防災システムの高度化推進要綱」を定めるものとする。

2 総合消防防災システムに係る性能評価

(1) 性能評価の必要性

著しく大規模化、高層化等が進んだ防火対象物において、適切な火災監視、制御等を行い、火災時に的確に対応するには、通常の警報設備等では十分ではないため、防火対象物の規模・構造、用途の複合化の状況、利用形態、利用時間帯等、個々の防火対象物の実態に応じて、総合操作盤を中心とした総合消防防災システムが設置されることが多い。

総合消防防災システムについては、「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」(昭和61年12月5日付け消防予第171号)に基づく「機能評価」による技術的知見の蓄積を踏まえ、平成9年に「総合消防防災システムガイドライン」(平成9年9月16日付け消防予第148号)として示しているところである。

しかしながら、総合消防防災システムが設置される防火対象物に依じて的確に機能するかどうかについては、現在のところ一般的な判断基準を示すことは困難であるため、当該防火対象物の構造特性に応じた火災性状を前提として、ハード面とソフト面を総合した火災対応の内容、火災に関する情報処理・伝達システムに係るアルゴリズム等についての専門的な評価が不可欠である。

(2) 総務大臣認定制度の趣旨と適用

消防法第17条第3項に基づく総務大臣認定制度は、総合消防防災システムのように、現時点で一般的な判断基準を示すことが困難な特殊消防用設備等について、総務大臣が防火対象物ごとにその適否を判断することにより、その円滑な設置を促進するとともに、一般的な判断基準の策定に向けて技術的な知見を蓄積することを、大きな目的の一つとして創設されたものである。

このため、(3)の総合消防防災システムについては、消防法第17条第3項の特殊消防用設備等として総務大臣の認定制度の対象となるものである。

(3) 特殊消防用設備等に該当する総合消防防災システム

現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システム、高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないものは特殊消防用設備等に該当する。

この場合、特殊な技術による消防防災システム以外に、技術基準が定められていない高度な消防防災システムも特殊消防用設備等に該当することについては、特に留意されたい。

例えば、一の防火対象物の火災関連情報を複数の総合操作盤により監視・制御するシステムについては、総合操作盤の技術基準は定められているものの複数の総合操作盤が相互に伝達すべき火災関連情報の種類、伝達時期、連動制御の内容等を画一的に規定することは困難であり、防火対象物の用途、管理形態、区画の状況等を踏まえた高度な判断に基づきシステムを構築する必要があることから、特殊消防用設備等に該当するものである。

3 消防庁長官表彰制度

消防防災システムの高度化の促進を図り、もって大規模化、高層化等が進んだ防火対象物の総合的な安全性の一層の向上を図るため、消防庁長官は、特殊消防用設備等のうち特に優れたものについて、年度ごとに表彰するものとする。

4 特殊消防用設備等の設置・維持に当たっての留意事項

(1) 設置及び維持管理の方法

特殊消防用設備等の工事、整備、点検等については、法第17条の3の3、法第17条の5等の規定の他、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に基づいて行うこととなる。

この場合、試験方法、点検方法、点検頻度等については、当該特殊消防用設備等の性能に即して設備等設置維持計画に定める値を用いることが出来るよう措置する予定であるので留意されたい。

(2) 総務大臣の認定と検定制度との関係

法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等に検定対象機械器具等を用いる場合は、令第37条に規定されているように、特殊消防用設備等に係る総務大臣の認定が行われれば、法第21条の2の規定に基づく検定を行う必要はないものである。

(3) 一般設備との兼用

個々の防火対象物において防災のための設備と防災以外の一般設備との兼用が図られ、それが当該特殊消防用設備等の優良な機能を確保する上で有効であると認められる場合には、積極的にその活用を認めていくこととする。